

日薬業発第 226 号
令和 3 年 9 月 28 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
(その 39)」に係る取扱いについて (再周知)

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添 1 のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

地域支援体制加算の実施要件の経過措置終了後の臨時的な取扱いについては、令和 3 年 3 月 26 日付け日薬業発第 537 号「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 38、その 39)」にてお知らせしたところですが、今般、当該取扱いが終了することに伴い、本年 10 月 1 日以降に各施設基準要件を満たせなくなる場合には、届出が必要となることが示されています。

また、本件届出については本年 10 月 18 日までの届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え、届出の受理が行われたものについては、同月 1 日に遡って算定することが可能であることや、当該届出に係る患者の診療実績等の要件については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 26)」(令和 2 年 9 月 1 日付け日薬業発第 263 号にて既報)の 2 (2) ①又は②の取扱いにより実績を算出することが可能であることが示されています。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本会にて本件に関する補足資料を作成いたしましたので、併せてご確認くださいませよう、宜しく願い申し上げます (別添 2)。

別添

1. 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 39)」に係る取扱いについて (再周知)
(令和 3 年 9 月 24 日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課)
2. 補足資料 (令和 3 年 9 月 28 日、日本薬剤師会作成)

事務連絡
令和3年9月24日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
(その39)」に係る取扱いについて (再周知)

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて通知するとともに、別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事務連絡
令和3年9月24日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」に係る取扱いについて（再周知）

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」（令和3年3月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の1（1）①については、令和3年9月30日までの間（新型コロナウイルス感染症の病床を割り当てられている保険医療機関においては、令和4年3月31日までの間）の取扱いとしているところであるが、当該取扱いが終了することに伴い、同年10月1日以降に各施設基準要件を満たせなくなる場合においては、届出が必要となるため、届出漏れ等が生じないよう、その取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いしたい。なお、本件届出については、本年10月18日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができることとするので、ご留意願いたい。

また、当該届出に係る患者の診療実績等の要件については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その26）」（令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の2（2）①又は②の取扱いにより実績を算出することが可能であることを申し添える。

対象保険薬局

地域支援体制加算又は在宅患者調剤加算について、臨時的な取扱いにより、平成31年3月～令和2年2月の実績を使用し、要件を満たすこととして各地方厚生（支）局に報告した保険薬局

令和3年3月26日保険局医療課事務連絡（その39）参照

必要な対応

令和2年3月1日～令和3年2月末日の実績のうち、新型コロナウイルス感染症の対応などを行った臨時的な取扱いの対象とする期間※1を控除して、(1)実績を遡及する場合又は(2)実績の平均値を用いる場合※2に、実績要件を満たすかどうか確認

（不明な点があれば各地方厚生（支）局に相談すること）

満たす ↓

届出不要

満たさない ↓

辞退の届出

令和2年8月31日保険局医療課事務連絡（その26）参照

※1 臨時的な取扱いの対象となる保険医療機関等

- ① 以下のアからエに当てはまる保険医療機関等
 - ア 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等
 - イ アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等
 - ウ 学校等の臨時休業に伴い、職員の勤務が困難となった保険医療機関等
 - エ 新型コロナウイルス感染症に感染し又は濃厚接触者となり出勤ができない職員が在籍する保険医療機関等
- ② 緊急事態宣言期間においては、すべての保険医療機関等

※2 計算方法

(1) 実績を遡及する場合

上記の①又は②に示す期間（※1）に当てはまる場合、控除した期間と同等の期間を遡及して加え、当該期間における実績を使用する。

例：令和2年の4月から6月の間に新型コロナウイルス感染症の対応などを行った保険薬局における、当該年実績を使用する期間

令和元年	令和2年												令和3年		
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
●	●	●	○	★	★	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ：通常の取扱いのとおり、実績を使用する月
- ★：緊急事態宣言の月等、実績を使用しない月
- ：臨時的な取扱いとして実績期間から控除した月（★）の代用として、実績を使用する月

(2) 実績の平均値を用いる場合

上記の①又は②に示す期間（※1）に当てはまる場合、残りの月の実績の合計を12ヶ月分に割り戻して実績を求める。

例：令和2年の4月から6月までの間に新型コロナウイルス感染症の対応などを行った保険薬局における、当該年実績を使用する期間

令和2年										令和3年	
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
2	■	■	■	1	2	1	1	0	1	1	1

- ：対象医療機関等に該当するため、平均値を代用する月
- $(2 + 1 + 2 + 1 + 1 + 0 + 1 + 1 + 1) \div 9\text{ヶ月} \times 12\text{ヶ月} \div 13.3\text{回 (実績値)}$